



町民課からの お知らせ

乳幼児医療費受給者証の 更新について

9月は乳幼児医療費受給者証の更新月です。1歳から就学前の受給者を対象に更新申請書を送付しますので、左記のとおり提出をお願いします。

【提出期限】

9月30日（月）

【必要な物】

・対象児童の健康保険証

・印鑑

【提出場所】

・本庁 町民課
・大正 町民生活課
・十和 町民生活課



年金生活者支援給付金の 請求手続きのご案内

今年10月に開始される年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方（前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の方）などに対して、年金に上乗せして給付される制度です。

【支給要件】

○老齢年金生活者支援給付金

左記の3つの支給要件のいずれにも該当する方。

（1）65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること。

（2）前年の公的年金などの収入金額とその他の所得の合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）以下であること。

（3）同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。

○補足的な老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の所得要件（2）を満たさない方であっても、前年の公的年金などの収入金額とその他の所得との合計額が約88万円までの方。

○障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

以下の2つの支給要件のいずれにも該当する方。

（1）障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。

（2）前年の所得が462万1千円以下であること。

【給付額】

老齢年金生活者支援給付金の給付額…月額5千円に納付済期間（月数）／480を乗じて得た額
障害・遺族年金生活者支援給付金の給付額…月額5千円（1級の

障害基礎年金受給者は月額6千250円）
補足的な老齢年金生活者支援給付金…補足的な給付の額は、所得の増加によって、てい減します。

【請求方法】

日本年金機構より、対象となる方に対して、9月から、給付金請求書（ハガキ形式）が送付されますので、必要事項をご記入いただき、日本年金機構へご返送願います。

【支給開始時期】

初回の支払いは、12月（10月と11月の2か月分）を予定しています。

給付金請求書が届きましたら、速やかにご提出願います。

【お問い合わせ先】

給付金専用ダイヤル
☎0570・05・4092

次回年金相談のお知らせ

12月4日（水）

午前10時～午後3時

役場西庁舎 1階会議室

※年金事務所へ予約が必要



【お問い合わせ先】

高知西年金事務所
☎088・875・1717

【お問い合わせ先】町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112

10月1日は 浄化槽の日

浄化槽は正しい使い方と適正な維持管理がなされないと本来の浄化機能を十分に発揮することができません。

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

●保守点検は、定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。
●清掃は、年1回以上の実施が義務付けられています。町の許可を受けた業者に依頼しましょう。

●法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているかを確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

【指定検査機関】

高知県環境検査センター
☎088・860・2400

【お問い合わせ先】

環境水道課
☎22・3119

令和元年10月1日から

3～5歳児までの保育所・認定こども園を利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

保育所・認定こども園を利用する子どもたち

○3～5歳児までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 保育料の一部として負担していただいている副食費（おかず・おやつ代）については無償化の対象外ですが、四万十町では無償とします。

○0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化されます。

- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※四万十町においては、第1子を18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者とし、保育所などを利用する子どもに限らず軽減の対象世帯とします。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

○無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 保育所・認定こども園を利用できていない方が対象となります。
- 「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、下記までお問い合わせください。

○3～5歳児までの子どもたちは月額3.7万円まで、0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【お問い合わせ先】生涯学習課 ☎22-3576